

平成28年8月1日

## かながわ薬剤師学術大会における 倫理審査と利益相反規則の採用について

(公社) 神奈川県病院薬剤師会 会長 佐藤 透

(公社) 神奈川県薬剤師会 会長 加藤 昇一

第15回かながわ薬剤師学術大会は、平成29年1月15日（日）にパシフィコ横浜にて開催いたします。一昨年の第13回大会から倫理審査と利益相反規則を採用することとなりましたのでお知らせします。

### 倫理審査について

人を対象とする研究(疾病の原因、発症、影響の理解、予防、診断、治療行為の改善等)は、次の指針等に基づいた倫理的配慮が必要です。研究計画は、必要に応じ、倫理審査委員会（所属施設または神奈川県薬剤師会倫理委員会等）の倫理審査を経て、承認を得る必要があります。倫理審査委員会の承認を得た場合は、要旨にその旨を記載してください。

なお、人を対象としない研究（無記名によるアンケート調査や業務改善報告、匿名化された既存資料のみを用いる研究、研究的介入のない症例報告等）は、倫理審査委員会に申請する必要はありませんが、個人情報の保護にご留意ください。

1. ヘルシンキ宣言（世界医師会）
2. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（文部科学省 厚生労働省）
3. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（厚生労働省）

※各指針については、インターネット等でご確認ください。

### 利益相反規則について

発表者の利益相反（Conflict of Interest、以下、COIと略す）状態を公正にマネジメントするために「かながわ薬剤師学術大会利益相反規則」を定めました。第13回大会よりすべての発表者（筆頭発表者）はCOI開示が義務付けられます。

会員各位におかれましては、学術研究活動において倫理的配慮とCOI開示が社会の要請であり、他学会においてはすでに先行実施されていることをご理解いただき、上記各指針及び利益相反規則を順守していただきますようお願いいたします。